

2025年2月13日

令和7年2月4日からの大雪により被災された
お客さまに対する電気料金の特別措置について

令和7年2月4日からの大雪により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。

当社は、このたびの大雪に伴う被害により、災害救助法が適用された福島県の3市11町5村および新潟県の5市2町^{*1}において、被害に遭われたお客さまからお申し出があった場合には、下記の特別措置を講ずることとし、2月10日、経済産業大臣宛に認可申請を行い、本日、認可されました。

記

1. 電気料金の支払期日^{*2}の延長

被災されたお客さまの2025年1月（支払期日が災害救助法適用日^{*3}以降となるものに限ります）、2月、3月および4月分の電気料金の支払期日をそれぞれ1カ月間延長いたします。

2. 不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から全く電気を使用されない場合には、被災日が属する月分の翌月分の電気料金から6カ月間に限り、電気料金（不使用料金^{*4}）は申し受けません。

3. 被災により使用不能となった電気設備の基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2025年8月末日まで申し受けません。

※1、3

電気料金の特別措置は、災害救助法が適用された市町村（2月12日時点：8市13町5村）に適用します。

■災害救助法適用市町村

【適用日：2月7日】

福島県（2市10町4村）

会津若松市、喜多方市、南会津郡檜枝岐村、南会津郡只見町、南会津郡南会津町、
耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津町、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、
河沼郡湯川村、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、
大沼郡会津美里町

新潟県（1市1町）

長岡市、東蒲原郡阿賀町

【適用日：2月9日】

福島県（1町1村）

岩瀬郡天栄村、南会津郡下郷町

新潟県（2市）

十日町市、魚沼市

【適用日：2月10日】

福島県（1市）

郡山市

新潟県（1市1町）

上越市、中魚沼郡津南町

【適用日：2月12日】

新潟県（1市）

妙高市

※2 支払期日は、検針日の翌日から30日目をいいます。

※4 不使用料金は、基本料金の半額となります。

■被災されたお客さまからのお問い合わせ

電気料金の特別措置に関する詳細につきましては、当社カスタマーセンターへお問い合わせください。

《お問い合わせ窓口》 カスタマーセンター TEL0120-066-774

【受付時間】 平日：午前9時から午後5時まで [祝日・土曜・日曜を除く]

以 上